



本号の内容

ページ

- 2 : 企業および SCRA
- 4 : 外国為替
- 4 : 資本市場
- 6 : 銀行業務および金融
- 7 : 税金
- 8 : 雇用
- 8 : 知的財産
- 10 : 訴訟
- 11 : 保険

*Inter alia...*は、特定のご依頼人や関係者の皆様へ法律に関する最新情報をお届けするため AZB & Partners が3か月ごとに発行しているニュースレターです。各号には、インフラ、外国人投資家による直接投資、証券取引法、為替の管理や規制、会社法、メディアや娯楽、知的財産、ならびに銀行業務などといった重要な領域における法律の整備状況に関する最新情報の概要を記載しています。各号の内容は、皆様にとって有益で役立つ情報ばかりですので、是非ご活用ください。またご質問やご意見がございましたら、電子メール editor.interalia@azbpartners.com にてご連絡頂くか、AZB & Partners までお電話ください。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

ムンバイ **mumbai** : AZB House | Peninsula Corporate Park | Ganpatrao Kadam Marg | Lower Parel | Mumbai 400013 | India | tel +91 22 66396880 | fax +91 22 66396888 | e-mail mumbai@azbpartners.com

ムンバイ **mumbai** : Sakhar Bhavan | 4th Floor | Nariman Point | Mumbai 400021 | India | tel +91 22 66396880 | fax +91 22 49100699 | e-mail disputeresolution.mumbai@azbpartners.com

デリー **delhi** : AZB House | Plot No. A8 | Sector 4 | Noida 201301 | India | tel +91 120 4179999 | fax +91 120 4179900 | e-mail delhi@azbpartners.com

グルガオン **gurgaon** : Unitech Cyber Park | 602 Tower-B | 6th floor | Sector 39 | Gurgaon 122001 | India | tel +91 124 4841300 | fax +91 124 4841319 | e-mail gurgaon@azbpartners.com

バンガロール **bangalore** : AZB House | 67-4 4th Cross | Lavelle Road | Bangalore 560001 | India | tel +91 80 42400500 | fax +91 80 22213947 | e-mail bangalore@azbpartners.com

プネー **pune** : Onyx Towers | 1101-b | 11th floor | North Main Road | Koregaon Park | Pune 411001 | India | tel +91 20 67256666 | fax +91 20 67256600 | e-mail pune@azbpartners.com



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

企業および SCRA

❖ 2014年インド共和国会社法施行規則「経営陣の任命および経営陣への報酬」の改正

❖ インド共和国政府企業省（以下、「MCA」といいます。）は、2016年6月30日付の公示をもって、2014年インド共和国会社法施行規則「経営陣の任命および経営陣への報酬」を改正しました。この改正により、それまで適用されていた、上場会社の取締役会による報告書にその説明を盛り込むべき従業員に関する基準値が改正され、**特に**、(i) 報酬額が上位10位までの従業員、(ii) 前営業年度において1,020万ルピー（約15万米ドル）以上（旧基準は、600万ルピー（約9万米ドル）以上）の報酬を受給した従業員、および (iii) 雇用期間が前営業年度の一部分のみであった従業員のうち、いずれかの時点で、総額が85万ルピー（約1万3,000米ドル）を超える（旧基準では、50万ルピー（約7,000米ドル）を超える）月次報酬を受給していた従業員については、その説明を当該報告書に盛り込まなければならなくなりました。

❖ 2013年インド共和国会社法付属明細書Vの改正

❖ MCAは、2016年9月21日付の公示（以下、「**付属明細書Vに関する公示**」）をもって、2013年インド共和国会社法（以下、「**会社法**」）の付属明細書V（無利益の会社または十分な利益のない会社が、インド共和国政府から承認を得ることなく自社経営陣に報酬を支給する場合に満たすべき条件について定めている付属明細書）を改正しました。付属明細書Vに関する公示により、付属明細書Vに定められていた限度額および条件が改正され、(i) 支給可能な年間報酬の額がこれまでの2倍に増額される他、(ii) 所定の限度額を超える報酬を経営陣に支給する場合でも、当該経営陣が所定の適格性基準を満たしていれば、インド共和国政府から承認を得る必要がなくなります。

❖ 2014年インド共和国会社法施行規則「会社設立」の改正

❖ 2016年7月27日付の公示をもって2014年インド共和国会社法施行規則「会社設立」に加えられた重要な改正により、(i) 社名変更は、行うべき年次報告書もしくは財務諸表の提出あるいは預り金もしくは社債の満期償還、またはこれらに関する利息の支払いを行っている会社に限り認められることとなる他、(ii) 登録済ノンバンク（以下、「**NBFC**」）は、登記簿上の事業所のある州／連邦直轄領から別の州／連邦直轄領に変更したい場合、インド共和国準備銀行（以下、「**RBI**」）から異議無し証明書を取得しなければならないこととなります。

またMCAは、他国における模範的な業務と同じ水準で、会社設立に関するサービスをより素早く提供できるようにするため、2016年10月1日付の公示をもって、会社設立手続を電子化して簡素化するための様式（以下、「**SPICe**」）であるeフォームも導入しました。SPICeの導入により、新会社の設立に伴う手続はすべて電子化されるため、これまでより短い期間で手続を終えることができるようになります。

❖ 職権濫用および／または管理不行き届き等を根拠とする救済請求に関する条項の施行

❖ MCAは、会社法の下記の条項を2016年9月9日に施行すると公示しました。

- i. 顧問弁護士に開示される秘匿特権付情報や、政府当局にて実施される法的手続に関する情報の秘密保持について定めている条項227。
- ii. 会社法審判所が、会社業務における職権濫用および管理不行き届きについて定めている会社法の条項241に基づく救済請求に応じて行使できる、会社の清算に関する法的権限について定めている条項242(1)(b)。
- iii. 会社法審判所が行使できる、既存の会社構成員が株式を購入した場合に同社に対し減資を行うよう命じる法的権限、および／または条項241に基づく救済請求の日から過去3か月の期間中に、同社が行ったもしくは同社に対し行われた移転、物品の引渡し、支払い、強制執行もしくは財産に関する他の措置を保留するよう命じる法的権限について定めている条項242(2)(c)および(g)。
- iv. 会社法の条項241および条項245（クラス・アクション形式での訴訟について定めている条項）に基づく救済請求には、条項337から341（詐欺的な商行為に対する法的責任や、会社法審判所が行使できる、所定の義務を怠った会社の取締役／ファームのパートナーに対し損害賠償義務を課す法的権限について定めている条項）が準用されることについて定めている条項246。

❖ 2016年改正インド共和国会社法施行規則「計算書」

❖ MCAが、2016年7月27日付の公示をもって、2014年インド共和国会社法施行規則「計算書」に加えた重要な改正により、

- i. インド国内外のいずれにおいても上場して（おらず、上場手続も進めて）いない会社は、(i) 当該会社が他社の子会社であり、その全構成員に対し連結財務諸表を表示しない旨を伝え、いずれの構成員もその旨に対し異議を唱えていない場合であって、(ii) 当該会社の最終または中間持株会社が（適用される会計基準に準ずる）連結財務諸表を管轄の商業登記局に提出する場合、連結財務諸表の作成義務を免れることとなります。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- ii. 子会社／共同支配企業／関連会社の業績に関する取締役会の報告書には、重要事項のみを含めればよい（これまで求められていた詳細事項を含める必要はない）こととなります。
- iii. 「複数の内部監査人から成るファーム」という定めが置き換えられ、会社は、（複数の）自然人、（複数の）パートナーシップ・ファームまたは（複数の）法人を、内部監査人として活動する者に任命できるようになる他、「原価会計士」を「勅許会計士」とともに任命できることとなります。

❖ MCA が、2016年7月19日付の公示をもって、2014年インド共和国会社法施行規則「株主資本および社債」（以下、「株主資本等に関する施行規則」といいます。）に加えた重要な改正により、

- i. (a) 優先株主への配当金支払い、または期日が到来している有期借入金の返済もしくは利息の支払い、(b) 従業員と関係のある法定給付に関して当然為すべき支払い、あるいは (c) 投資家教育保護基金に拠出すべき額の支払いを怠った会社は、当該懈怠を是正した営業年度の末日から5年を経過すれば、議決権等について異なる権利が付帯する株式を発行できることとなります。
- ii. 新興企業¹は、例外的に、(a) 設立日から5年間は、その払込済資本の50%（新興企業以外の企業の場合25%）を上限としてスウェット・エクイティーを発行することができることとなる他、(b) その設立日から5年間にわたり自社の流通株式の10%超を直接または間接的に保有している発起人等である（複数の）従業員または取締役を対象とする従業員ストック・オプション制度を設けることができる（新興企業以外の企業はできない）こととなります。
- iii. 優先割当により発行した株式については、いずれも、全額払込みが不要となります。
- iv. 転換証券の優先割当については、（転換権行使による）転換の結果として発行される株式の価格を、(a) 転換証券の引受人を募集する時点で、価額査定人から取得した評価額報告書に基づき算定する価格、または (b) 権利保有者が（転換権を行使して）株式への転換を請求する資格を得る日の30日前からその日までのいずれかの日において、その日の60日前からその日までの期間中に価額査定人から取得した評価額報告書に基づき算定する価格のいずれかとする事ができることとなりますが、いずれの価格とする場合でも、会社は、転換証券の引受人を募集する時点で、価格算定期間を決定および開示する必要があります。
- v. 「有担保社債」に係る担保権を、発行会社の資産だけでなく、その子会社、持株会社または関連会社の資産にも設定できることとなります。
- vi. その社債を満期前に償還する計画を立てている会社は、所定の限度額を超える額を減債積立金として留保できることとなり、その十分性についても、発行済社債ではなく流通社債の価額の少なくとも25%という形で明確化されます。

❖ MCA は、2016年8月3日付の公示をもって、RBI が別途明示していない限り、会社法第III章の条項（有価証券の目論見書および割当てに関する条項）と株主資本等に関する施行規則の規則18（社債に関する規則）は、インド国外居住者に対してのみ行われるルピー建て社債の発行には適用されない旨を明確にしました。これにより、株主資本等に関する施行規則の規則18（11）にも、必要な改正が加えられました。

❖ MCA は、2016年9月9日付の公示をもって、2016年インド共和国会社法施行規則「調停および和解」（以下、「調停等に関する施行規則」といいます。）を公示し、インド共和国政府、会社法審判所または会社法上級審判所（以下、「管轄当局」といいます。）にて実施されている法的手続の当事者は、調停等に関する施行規則に定められている手続に従うことで、自らの判断により、係争事項の解決を調停および和解委員団に付託することを請求できることとしました。

❖ 2016年第三改正インド共和国会社法施行規則「株主資本および社債」

❖ インド企業がインド国外居住者に対してのみ発行するルピー建て社債に対する、会社法の特典条項の不適用

❖ 2016年インド共和国会社法施行規則「調停および和解」

¹ インド共和国政府商工省産業政策促進局が2016年2月17日に公表した公示に定義されています。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 2016年（第十三改正）インド共和国外国為替管理法施行規則「インド国外の居住者による有価証券の譲渡または発行」

❖ 2016年インド共和国外国為替管理法施行規則「送金」

❖ 2016年インド共和国外国為替管理法施行規則「預金」の訂正

❖ 上場企業が除外事項の影響について開示することに関するSEBIの通達

❖ 上場企業に適用される規則に基づく措置に関する非公式な指針

❖ 上場企業に適用される規則の改正

外国為替

❖ RBIは、2016年9月9日付の公示（以下、「**FEMA20に関する公示**」といいます。）をもって、2000年インド共和国外国為替管理法施行規則「インド国外の居住者による有価証券の譲渡または発行」（以下、「**FEMA20 施行規則**」といいます。）を改正し、特に、(i) 金融セクター規制機関が規制している金融サービス業者（インド共和国政府（以下、「**GoI**」といいます。）が公示した業者）に対する、100%を上限とする自動承認ルートでの対印直接投資（以下、「**FDI**」といいます。）を認めること、(ii) 18の特定業務のいずれかを営んでいるNBFCに対する自動承認ルートでのFDIに適用されている制限を撤廃すること、(iii) 既存の最低所要資本金条件は撤廃するが、管轄金融セクター規制機関が設けている資本規制や他の上限については引き続き適用されること、また(iv) 金融セクター規制機関が金融サービスを規制していない／部分的に規制しているセクターに属する各社に対しては、インド共和国政府が決定できる条件（最低所要資本金条件を含む）が満たされている場合に、100%を上限とする政府承認ルートでのFDIを認めることとしました。

❖ RBIは、2016年4月1日付の公示をもって、旧規則の後継となる、2016年インド共和国外国為替管理法施行規則「送金」（以下、「**送金に関する2016年施行規則**」といいます。）を公表しました。送金に関する2016年施行規則に基づく主な改正点には、(i) 非居住者たるインド人（以下、「**NRI**」といいます。）またはインド系移民のうち、非居住者用ルピー建て普通預金（以下、「**NRo**」といいます。）口座から送金したい者は、取引承認者（以下、「**AD**」といいます。）銀行に対し、送金元となる残高の源泉は、インド国内にて合法的に回収できる資金の回収であり、他人からの借入れまたは他のNRo口座からの振替えではないことを保証しなければならない点や、(ii) 清算に伴い送金を行うインド企業は、管轄税務当局から取得した通関証明書を提出しなくてよくなる点があります。

❖ RBIは、2016年9月8日に、（2016年4月1日発効の）2016年インド共和国外国為替管理法施行規則「預金」（以下、「**預金に関する施行規則**」といいます。）の訂正版（以下、「**訂正施行規則**」といいます。）を公表し、AD銀行が、インド国外に設けている自らの支店／ビジネス・コレスポンデントによる、非居住者たる口座名義人もしくは第三者に対する融資またはこれらの者を受益者とする融資（いずれも、再融資、農業／栽培活動資金の融資、または不動産投資資金の融資は除く融資）を認めることに関する制限の撤廃について明確にしました。

資本市場

❖ インド共和国証券取引委員会（以下、「**SEBI**」といいます。）は、2016年5月27日に、上場企業が、2015年SEBI規則「上場企業が果たすべき義務および開示すべき事項」（以下、「**上場企業に適用される規則**」といいます。）に基づき、監査における除外事項の影響について開示する場合に従うべき既存の手続を簡素化するための通達を公表しました。これにより上場企業は、2016年3月31日またはそれ以降に終了する期間においては、監査済年次決算を証券取引所に提出するのと同時に、監査におけるあらゆる除外事項の累積的な影響を別の形式で開示しなければならないこととなります。SEBIは、この通達をもって、監査報告書に記載の意見に応じたフォーム（適正意見の場合フォームA、限定付適正意見の場合フォームB）の提出を求めると、次年度の帳簿または計算書類の調整を求めるとを取りやめ、監査における除外事項についての見解の説明を、上場企業の経営者による選択制とすることとしました。監査人が、監査における除外事項の影響を定量化できない場合、経営者は当該影響を見積る必要があり、当該影響を見積れない場合にはその理由を明示する必要があります。いずれにも該当する場合、監査人は、コメントの見直しと提示を行う必要があります。

❖ SEBIは、2016年8月23日に、2003年SEBI「非公式な指針」制度（以下、「**IG制度**」といいます。）に基づき、Krebs Biochemicals & Industries Limitedが抱えていた、上場企業に適用される規則に基づき発起人等を再分類する場合に株主総会における決議を経る必要があるかという問題に関する非公式な指針を公表しました。SEBIは、上場企業が、（上場企業に適用される規則の規則31A（5）に基づく）株主優先募集ではなく、上場企業に適用される規則の規則31A（再分類条件を定めている規則）に従い、発起人等を一般株主として再分類する場合、または上場企業が（上場企業に適用される規則の規則31A（6）に基づき）専門家により管理運営される組織となることに伴い当該再分類が行われる場合、当該企業の株主から承認を得る必要はない旨を明確にしました。

❖ SEBIは、2016年7月8日付の公示をもって、上場企業に適用される規則を改正し、（各営業年度の3月31日に計算される）時価総額ベースでの順位が上位500位までの上場企業は、配当方針を策定して自社の年次報告書とウェブサイトを開示しなければならないと定めている規則43Aを追加しました。



この規則 43A には、追加の要素または配当方針の変更案に基づき配当を宣言する場合、上場企業は、その理論的根拠を自社の年次報告書とウェブサイトの開示しなければならない旨と、前述の上位 500 位までに入っていない上場企業は、自社の配当方針を自主的に開示できる旨についても定められています。

❖ SEBI は、2016 年 4 月 21 日付の通達をもって、私募により債券を発行する場合におけるオンライン・ブッキング・プロバイダー・サービス（以下、「**EBP サービス**」といいます。）の利用に関するよくある質問（以下、「**FAQ**」といいます。）を公表し、下記を含む事項について明確にしました。

- i. 2016 年 7 月 1 日以降における私募による債券発行については、各回の発行額は 50 億ルピー（約 7,600 万米ドル）を下回るものの単一年度における発行総額は 50 億ルピー（約 7,600 万米ドル）を上回るようになるような複数回発行を単一年度中に行う場合、発行体は、単一年度における発行総額が 50 億ルピー（約 7,600 万米ドル）を上回るようになるような追加の私募を、EBP サービスを利用して行う必要があります。
- ii. 2016 年 7 月 1 日以降における私募による債券発行については、各トランシェの発行額は 50 億ルピー（約 7,600 万米ドル）を下回るものの、単一営業年度における発行総額が 50 億ルピー（約 7,600 万米ドル）を上回るようになるような発行登録済証券の募集（グリーン・シュエ・オプションの行使を含みます）の一環として当該トランシェを発行する場合、EBP サービスを利用して当該トランシェを発行する必要があります。
- iii. 単一営業年度における発行総額が 50 億ルピー（約 7,600 万米ドル）を下回る発行については、単一の投資家に対する固定表面利率での発行の場合、EBP サービスを利用する必要はありませんが、引受証券会社としても活動するアレンジャーは、前述の単一の投資家としてみなされません。

❖ SEBI は、2016 年 7 月 8 日付の公示をもって、2014 年 SEBI 規則「対印間接ポートフォリオ投資」を改正し、規則 22 (2) の定めを置き換えました。この改正により、対印間接ポートフォリオ投資家（以下、「**FPI**」といいます。）は、自身またはその代理人が発行した外国人投資家向けデリバティブ商品（以下、「**ODI**」といいます。）の譲渡が、(i) ODI は、規則 22 (1) の定め（すなわち、FPI は、(a) 外国の管轄当局による規制下にある自然人／法人に対してのみ ODI を発行する場合であって、(b) 所定の規範に従い「顧客確認」を実施した後に発行する場合でなければ、ODI の発行、募集または取引に直接または間接的に関与してはならないという定め）に従って譲渡しなければならないという条件と、(ii) FPI は、当該譲渡（自らが事前に承認した譲受人に対する譲渡は除く）を事前に承認しなければならないという条件に従い行われるよう万全を期さなければならないこととなります。

❖ SEBI が、2016 年 9 月 2 日付の FAQ にて、2016 年 6 月 10 日付通達（ODI を発行および譲渡する場合の条件について定めている通達）に関する主な事項を明確にしたため、

- i. (1961 年インド共和国所得税法に定義されている) 非居住者たるインド人、インド系移民またはインド居住者は、ODI 引受人の受益所有者となることができなくなります。
- ii. 2005 年インド共和国マネーロンダリング防止法施行規則「記録の保持」に基づく ODI 引受人の受益所有者の確認に関しては、SEBI が明確にしたとおり、受益所有者かどうかの判定と関係のある基準値を、（これまで定められていた、引受人の重要な株主／所有者である事業体レベルではなく）引受人レベルで適用しなければならないこととなります。同様に、ODI 引受人としてみなされる重要な株主／所有者である事業体がない場合、ODI 発行体は、（これまで定められていた、重要な株主／所有者である事業体ではなく）ODI 引受人である事業体の上級経営陣の地位にある自然人の身元と住所の証となる情報を入手する必要があります。

❖ デッド・ファンドによる社債または債券への投資は、2012 年 SEBI 規則「オルタナティブ投資ファンド」に従い認められていますが、デッド・ファンドによる貸付けが認められるかどうかについては、これまで曖昧になっていました。しかし SEBI が 2016 年 8 月 18 日に公表した FAQ により、オルタナティブ投資ファンドによる貸付けは認められないことが明確にされたため、貸付けを、「社債または債券への投資」に属する行為としてみなすことはできなくなりました。

❖ SEBI は、2016 年 7 月 25 日に、ポートフォリオ・マネージャー（以下、「**PM**」といいます。）の投資一任運用契約に基づく取引が、依頼人が公開していない機微な価格情報（以下、「**UPSI**」といいます。）の保有を根拠に、2015 年 SEBI 規則「インサイダー取引の禁止」（以下、「**IT に関する規則**」といいます。）に基づくインサイダー取引としてみなされる場合はあるかという点に関して、非公式な解釈指針書を、IG 制度に基づき HDFC 銀行（以下、「**HDFC**」といいます。）に対し交付しました。PM は、投資一任運用契約を結んでいる場合、依頼人に代わって投資を為すことができ、依頼人の影響を受けることなく、当該投資の条件を含む、当該投資に関する事項についての意思決定を下すことができます。この点に関して、SEBI は次の事項を明確にしました。

- i. IT に関する規則の規則 4 (1) では、「内部関係者は、非公開かつ機微な価格情報を保有している場合、証券取引所に上場される有価証券または上場される予定の有価証券を取引してはならない」と定めています。また IT に関する規則の規則 4 の注記によると、UPSI を保有している者による有価証券の取引は、当該 UPSI を把握していることを動機とする行為として推定されません。

❖ 私募により債券を発行する場合における EBP サービスの利用に関する FAQ

❖ 2014 年 SEBI 規則「対印間接ポートフォリオ投資」の改正

❖ ODI の発行および譲渡に関する FAQ

❖ 2012 年 SEBI 規則「オルタナティブ投資ファンド」に関する FAQ

❖ HDFC 銀行から求められた、インサイダー取引に関する非公式な指針



❖ SEBIの理事会

- ii. このため、(a) 有価証券の取引について考える場合、当該取引が直接取引または間接取引のいずれであるかという点は無関係であり、(b) 内部関係者は、UPSIを保有している場合、ITに関する規則に基づき、当該UPSIと関係のある会社の有価証券を取引してはならないこととなるため、(c) 例え当該内部関係者(該当会社のUPSIを入手できる者)が投資一任運用契約に基づき当該有価証券を取引する場合であっても、当該内部関係者による取引は、当該UPSIを把握していることを動機とする行為として推定されます。
- ❖ SEBIは、2016年9月23日に理事会を開き、下記のような決定を下しました。
 - i. FPIは、SEBIに登録している証券会社を介して有価証券を取引しなければならないものの、銀行、保険会社、年金基金に代表される国内の機関は、直接(すなわち証券会社を介することなく)債券市場にて取引することができるという現状を改善するため、SEBIは、カテゴリ-Iおよびカテゴリ-II FPIについてもこの直接取引を認める決定を下しました。
 - ii. インフラ投資信託(以下、「InvIT」といいます。)および不動産投資信託(以下、「REIT」といいます。)の成長を促すため、SEBIは、2014年SEBI規則「インフラ投資信託」および2014年SEBI規則「不動産投資信託」(以下、「REITに関する規則」といいます。)を改正する決定を下しました。改正の主な内容には以下が含まれています。
 - (a) InvITおよびREITは、該当する持株会社の株式を十分保有しており、所定の安全対策を講じている場合、2つのSPVを通じて投資(すなわち、InvIT/REITが、資産を保有する他のSPVに対し投資する持株会社(SPV)に投資)できることとなります。この場合、持株会社であるSPVは、投資先であるSPVから得た現金についてはその全額を、また当該投資に伴う自己勘定取引により得た現金については少なくともその90%を、InvIT/REITに配当する必要があります。
 - (b) InvITへの出資者が最低限保有すべき持分の比率が15%に引き下げられます。
 - (c) REITが建設中の資産に投資する場合の上限が20%となります。
 - (d) REITに関する規則に定められていた出資者数制限が撤廃されます。
 - iii. 1961年インド共和国所得税法に条項9Aが盛り込まれたことを受け、SEBIは、その理事会にて、1993年SEBI規則「ポートフォリオ・マネージャー」を改正し、適格外国投資ファンド・マネージャーの登録に関する枠組みを設けることを承認しました。
 - iv. SEBIは、その理事会にて、マーチャント・バンク、発行関連業務を営む別表記載の銀行、発行に伴う登録業務担当者および株式移転代理人、引受証券会社、信用格付機関、社債に係る信託証書の受託者、証券保管振替機関、顧客確認情報登録機関、ポートフォリオ・マネージャー、投資顧問ならびにリサーチ・アナリストに該当する仲介人については登録期間を永久とする決定を下しました。
 - v. 2012年インド共和国証券契約(規制)法施行規則「証券取引所および証券保管振替機関」が改正され、外国人機関投資家が保有できる、インドの証券取引所にて取引されている株式の上限が、5%から15%に引き上げられ、FPIは、公認証券取引所以外での取引(割当てを含みます)を通じて未上場株式を取得できることとなります。

銀行業務および金融

❖ 2016年インド共和国担保権の行使および債権の回収に関する法律ならびに関連する雑則の改正法

- ❖ インド共和国連邦議会が制定し、インド共和国大統領が2016年8月12日に承認した、2016年インド共和国担保権の行使および債権の回収に関する法律ならびに関連する雑則の改正法(以下、「ESIRDA法」といいます。)は、2002年インド共和国金融資産の証券化および再建ならびに担保権の行使に関する法律(以下、「SARFAESI」といいます。)、1993年インド共和国銀行および金融機関による債権回収に関する法律(以下、「RDBFIに関する法律」といいます。)、1899年インド共和国印紙税法(以下、「ISA」といいます。)ならびに1996年インド共和国預託法(以下、「預託法」といいます。)の特定条項を改正するための法律です。ESIRDA法の改正条項は、2016年9月1日より発効すると公示されました。
 - i. SARFAESIに加えられる改正の主な内容：(a) SEBIに登録している社債に係る信託証書の受託者は、「有担保債権者」に含まれることとなり、上場債券についても、SARFAESIに基づく救済を請求できることとなるため、当該受託者は、SARFAESIの条項13に基づき担保権を行使できることとなります。またSARFAESIの適用範囲も拡大され、割賦販売、ファイナンス・リースおよび条件付き販売取引にも適用されることとなります。(b) 有担保債権者が、融資の担保として受け入れた財産の所有権を得るために、首都圏治安判事裁判所の首席判事または県長官による支援の下で実施する手続に期限が設けられ、有担保債権者による申請の日から30日以内に命令が言い渡されなければならないこととなります。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- (c) 担保権の登録に関する定めが改正され、(1) セントラル・データベースを創設して、現状ではさまざまな登録制度（会社法や 1908 年インド共和国登記法に基づく登録制度を含みます）に従い登録されている担保権の記録を一元管理できるようにする案、(2) インド共和国政府は、SARFAESI に定められている「有担保債権者」として適格でない債権者に対し、担保権の設定、変更および行使について前述のセントラル・データベースに登録できるよう求めることができるという定め、ならびに
- (3) 有担保債権者は、担保権を前述のセントラル・データベースに登録することで、当該担保権に係る債権を、インド共和国政府、州政府および地方自治体が債務者に対して有する他のあらゆる債権や、所得税、税金、租税および他の課徴金等に関するあらゆる債権より優先的に回収できるという定めを含む定めが盛り込まれます。
- ii. **ISA に加えられる改正の主な内容**：ESIRDA 法により ISA が改正され、資産再建または証券化を目的とする、金融資産に付帯する権利または受益権の資産再建会社への移転または譲渡に必要な法律文書については印紙税が免除されることとなります。また前述の資産再建会社が発行する受託会社発行の証券等を引き受けることができるのは、機関投資家ではない投資家や、所定のクラスに属する他の投資家となります。
- iii. **RDBFI に関する法律に加えられる改正の主な内容**：(a) SEBI に登録している社債に係る信託証券の受託者は、上場債券における債務不履行を根拠に、RDBFI に関する法律に基づく法的手続を開始できることとなります。(b) 銀行または金融機関は、債務不履行が生じた口座が維持／開設されている地域を管轄している裁定機関において、RDBFI に関する法律に基づく法的手続を開始できることとなります。(c) 被告は、RDBFI に関する法律に基づく召喚状の送達を受けた時点で、裁定機関から承認を得なければ、銀行または金融機関が申立書に開示した担保資産または他の資産を移転できない（通常業務の過程における移転は除きます）こととなります。また (d) 債権回収に関する申立書、各種書類および説明書等を電子的に提出できる仕組みが導入されます。
- iv. **他の重要な改正の内容**：預託法が改正され、銀行または金融機関が SARFAESI に基づき金融資産を移転または譲渡することに伴うまたは起因する、資産再建会社が受益者となる担保権移転を受託する機関の登録が必要となります。加えて、受託機関は、いずれも、債務者企業が銀行、金融機関または資産再建会社との間で合意した債務の再建方法に従い各債務を持分証券に転換するという方法により、銀行、金融機関もしくは資産再建会社またはいずれかの譲受人を受益者として新たに発行する持分証券を登録しなければならないこととなります。

税金

❖ GoI は、2016 年 8 月 24 日付のプレスリリースをもって、首相を長とするインド共和国政府内閣が、インドとキプロスの二重課税防止協定を改正するための、「二重課税および金融負債回避の防止を目的とするインドとキプロスの間での議定書」への調印を承認したと公表しました。このプレスリリースの内容に従い、インド共和国は、インド国内で生じたキャピタル・ゲインに課税する権利を取得することとなりますが、2017 年 4 月 1 日までに行われた投資については適用例外となり、当該投資に伴うキャピタル・ゲインについては、納税者の居住国にて課税されることとなります。またこのプレスリリースには、キプロス共和国を、1961 年インド共和国所得税法の条項 94A に基づく指定管轄地域に指定するという、2013 年 11 月 1 日付の公示²の内容を遡及的に撤回することを、インド共和国が検討している旨も盛り込まれました。このプレスリリースは、先日行われた、インドとモーリシャスの二重課税防止協定の改正によりキャピタル・ゲイン免税制度が撤廃されたことを受けて公表されたものです。インドとシンガポールの二重課税防止協定を改正するための協議も進行中です。

❖ インドとキプロスの二重課税防止協定の改正

❖ 2016 年 9 月 8 日に、インド共和国大統領が、物品サービス税（以下、「GST」といいます。）導入法案を承認したため、インド共和国政府と州政府の両者に対し GST 関連法の制定に必要な法的権限が付与される根拠となる 2016 年インド共和国憲法改正（第百一改正）法として同法案が公示³されました。GST 導入に向けた取組みの一環として、インド共和国政府内閣は、2016 年 9 月 12 日に開いた会合にて、インド共和国財務大臣、インド共和国歳入または財務担当大臣および各州政府の財務大臣またはいずれかの州政府が指名した他の大臣から成る GST 審議会（以下、「本件審議会」といいます。）の創設を承認しました。本件評議会は、免税、供給元となる場所、限度額基準および GST 率といった GST に関する重要事項について関係者に勧告することになっています。

❖ 物品サービス税を導入するための 2016 年インド共和国憲法改正（第百一改正）法

² 2013 年 11 月 1 日付の 2013 年度公示書第 86 号 [F.NO.504/05/2003-FTD-I] /SO 4625]

³ 2016 年 9 月 16 日付の公示書 [F.No. 31011/07/2014-SO (ST)]



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 2016年インド共和国改正児童労働（の禁止および規制）法

❖ 雇用関連法の見直し

雇用

❖ (i) 児童を何らかの職業に従事させること（ただし、(a) 児童の家族／家族が経営している企業が、放課後もしくは休暇中に、児童を、危険な職業および一連の作業ではない活動に従事させること、または (b) 所定の条件を満たし、必要な安全対策を講じた上で、児童を、芸能人（サーカス団員は除く）として働かせることは除きます）や、青年を危険な職業および一連の作業に従事させることを禁ずること、また (ii) 14歳から18歳までの者を「青年」と定め、14歳（または別途定めることができる他の年齢）未満の者を「児童」と定めるという方法により、「青年」と「児童」を区別することを目的として、1986年インド共和国児童労働（の禁止および規制）法が改正され、2016年9月1日より発効することとなりました。

❖ 以下の法案は、インド共和国連邦議会にて最近審議された法案です。

- i. インド共和国政府内閣が、2016年6月29日に開いた会合にて、特に、各州および連邦直轄領における雇用条件に関する制定法を統一することを目的とする、2016年インド共和国模範的な店舗および施設（における雇用および就業条件の規制）法案を承認しました。
- ii. インド共和国連邦議会の上院が、2016年8月11日に、1961年インド共和国出産給付法を改正して、特に、特定の状況においては育児休暇期間を延ばすこと、女性従業員が行使できる「在宅勤務」選択権について定めること、また社内での託児所設置について定めることを目的とする、2016年インド共和国（改正）出産給付法案を可決しました。この法案は、インド共和国連邦議会の下院とインド共和国大統領の承認後に公示されます。
- iii. インド共和国連邦議会の下院が、2016年8月9日に、1923年インド共和国従業員に対する補償法を改正して、特に、任命の際には従業員に対し保証の内容を通知するよう雇用者に義務付けることを目的とする、2016年インド共和国改正従業員に対する補償法案を可決しました。この法案は、インド共和国連邦議会の上院とインド共和国大統領の承認後に公示されます。
- iv. インド共和国連邦議会の下院が、2016年8月10日に、1948年インド共和国工場法を改正して、特に、認められる残業時間の上限を引き上げることを目的とする、2016年インド共和国改正工場法案を可決しました。この法案は、インド共和国連邦議会の上院とインド共和国大統領の承認後に公示されます。

前述の各法案については、該当する法律が制定された時点で、詳しい最新情報をお届けする予定です。

知的財産

❖ 知的財産権に関する国策

❖ 知的財産権（以下、「IPR」といいます。）に関するインドの制度は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき世界貿易機関が定めている基準に準ずる制度であり、IPRがもたらす可能性あるあらゆる効果を触媒としてエコシステムの構築を促すという目的についても明確にされている制度であることについては、GoI 商工省産業政策促進局（以下、「DIPP」といいます。）が2016年5月12日に公表した、知的財産権に関する国策（以下、「IPRに関する国策」といいます。）においても認められているとおりです。前述の目的には、以下が含まれています。

- i. 「Make in India」政策や「スマートシティ」構想といった取組みと連動しているキャンペーン（特に、産業界やR&D関連企業を対象とするキャンペーン）を開始するという方法や、適切な教材を作成して教育機関に提供するという方法、またIPRに対する各メディアの意識を高めるという方法により、IPRがもたらす経済的、社会的および文化的なメリットについて人々に正しく認識してもらうこと。
- ii. e 総合的な基礎調査を通じて、特定のセクターにおける可能性を評価すること、IPRの創出および活用を目的としたプログラムを企画および実施すること、また中小企業、新興企業およびグラスルーツ・イノベーターにとって有益な仕組みを生み出すこと。
- iii. 適切な法改正を実施してIPR関連法を更新し、国内におけるニーズや優先事項と調和する内容とすること、また適切な利害関係者との協議を通じて法の管理や施行における透明性や効率を高めること。
- iv. 特に、職員を増やしたり、職員研修を重点的に行ったりするという方法でIPRの管理を最新化および強化して、IPRを取り扱うインドの官公庁が、効率よく業務を遂行し、ユーザー・フレンドリーなサービスを提供できるようにすること。
- v. 特に、IPRの共用データベースとして機能するプラットフォームを設け、潜在的な利用者、購入者および金融機関の間での交流を可能にしてIPに関するネットワークを改善するという方法で、国内に既存の知的財産の活用を促すこと。



- vi. 自らの権利を行使および保護する方法に対する IPR 創出者の意識を高めること、州警察が行使できる、IPR 関連の権力を強化すること、また司法に関する高等教育の場で IPR に関するワークショップを開催して、IPR に関する紛争において効果的な司法判断が下されるよう促すこと。
- vii. IPR に関する教育、研修、調査および技能習得に必要な人材、機関および能力を強化および拡大すること。

これらの目的の達成に向けた活動を実施する責任は、IPR に関する国策に明示されている省庁が負うこととなり、DIPP は、当該活動の実施や、インドにおける今後の IPR の発展に必要な調整、指導および監視を行う仲介役として活動します。

❖ DIPP は、2016 年 9 月 5 日に官公庁覚書を公表して、インターネット放送事業者も、ラジオ/テレビ放送事業者とともに、1957 年インド共和国著作権法（以下、「CR 法」といいます。）の条項 31D に定められている法定免許制度の対象となる旨を明確にしました。この見解は、CR 法の条項 31D に定められている「（著作物を）公衆に伝達したいと考えているあらゆる放送事業者」という条文は、CR 法の条項 2（dd）に定められている「放送」という用語の定義と、CR 法の条項 2（ff）に定められている「（著作物の）公衆への伝達」という用語の定義を踏まえて読むべきであるという解釈に基づくものです。

❖ ボンベイ高等裁判所（以下、「ボンベイ高裁」といいます。）は、最近言い渡した、2016 年 6 月 16 日付の命令⁴、2016 年 7 月 1 日付の命令⁵および 2016 年 7 月 22 日付の命令⁶をもって、「John Doe（仮称）」事件における命令の適用範囲を限定しました。ボンベイ高裁は、映画「Udta Punjab」、「Great Grand Masti」および「Dishoom」への違法なリンクを提供およびホストしているとされている数百のウェブサイトへのアクセスが一括して禁止される結果となるような命令を言い渡すことできないとした上で、ウェブサイト全体に侵害コンテンツが含まれていることが証明されなければ、当該ウェブサイト全体へのアクセスを禁じる命令を言い渡すことはできないため、命令は、侵害コンテンツが含まれているページのアドレス（以下、「URL」といいます。）を明示し、裏付け情報を添付して求める必要があるという見解を示しました。

一方、デリー高等裁判所（以下、「デリー高裁」といいます。）の小法廷にて審理された「（旧）インド共和国政府電子情報技術庁 対 Star India Private Limited」事件⁷における 2016 年 7 月 29 日付判決においては、特定 URL のページのみへのアクセスを禁止したとしても、該当ウェブサイト上にある別の URL のページから違法なコンテンツにアクセスすることは極めて容易であることを根拠に、73 のウェブサイト全体へのアクセスを一括して禁止する命令である「John Doe（仮称）」事件における命令が支持されました。

❖ インド共和国最高裁判所（以下、「インド最高裁」といいます。）が、「Indian Performing Rights Society Ltd. 対 Sanjay Dalia およびその他 1 名」事件⁸（以下、「Sanjay Dalia 事件」といいます。）にて下した決定に従い、ボンベイ高裁とデリー高裁は、この決定について独自の解釈を行い、異なる見解を示しました。

具体例を挙げると、「Manugraph India Limited 対 Simarq Technologies およびその他関係者」事件⁹の原告（登記簿上の事業所をムンバイに置いている）は、原告の訴因たる事象の 1 つはデリーで生じ、もう 1 つはコルハプールにて生じたにもかかわらず、ボンベイ高裁に対し、商標侵害訴訟を提起しました。ボンベイ高裁は、訴因たる事象の発生地はムンバイではないものの、1999 年インド共和国商標法の条項 134 と CR 法の条項 62 においては、訴因たる事象の発生地にかかわらず、原告がその営業地にて訴訟を提起することを認めているため、本件は引き続き自らの管轄に属するという見解を示しました。またボンベイ高裁は、インド最高裁が正すべき、「Sanjay Dalia」事件における誤りは、原告が、いかなる訴因たる事象も生じていない遠く離れた従たる事業所にて訴訟を提起したという誤りのみであるという見解も示しました。

これに対しデリー高裁の小法廷は、「Ultra Homes 対 Purushottam Kumar Chaubey およびその他関係者」事件¹⁰において反対の見解を示しました。この事件においても、原告は、その営業地がデリーであること（すなわち、主たる事業所がデリーにあること）を根拠に、デリー高裁に対し訴訟を提起しました。しかし、訴因たる事象の発生地は、（原告の従たる事業所がある）ジャールカンド州デーオガルでした。デリー高裁は、「Sanjay Dalia」事件にて示された原則を適用し、原告は、主たる事業所の所在地ではなく従たる事業所の所在地にて営業しているものとみなされるため、この場合原告は、主たる/登記簿上の事業所の所在地ではなく、従たる事業所の所在地においてのみ訴訟を提起できるという見解を示しました。

❖ 1957 年インド共和国著作権法に基づくインターネット放送事業者への法定免許

❖ 特定 URL のページへのアクセス禁止命令に関し、「John Doe（仮称）」事件における命令の解釈をめぐる割れた意見

❖ 商標権および著作権侵害事件の管轄裁判所が下した決定の解釈をめぐる、ボンベイ高裁とデリー高裁の間で割れた意見

⁴ 「Balaji Motion Picture Limited およびその他 1 名 対 Bharat Sanchar Nigam Ltd およびその他関係者 49 名」事件（2016 年度訴訟（一覧）第 633 号における 2016 年度申立通知書（一覧）第 1783 号）

⁵ 「Balaji Motion Pictures Ltd およびその他 1 名 対 Bharat Sanchar Nigam Ltd およびその他関係者」事件（2016 年度訴訟（一覧）第 694 号における 2016 年度申立通知書（一覧）第 1940 号）

⁶ 「Eros International Media Ltd およびその他 1 名 対 Bharat Sanchar Nigam Limited およびその他関係者」事件（2016 年度訴訟（一覧）第 751 号における 2016 年度申立通知書（一覧）第 2147 号）

⁷ 「（旧）インド共和国政府通信情報技術省電子情報技術庁 対 Star India Private Limited」事件（2016 年度再審請願第 131 号 / 2015 年度第一上訴命令第 57 号）

⁸ 「Indian Performing Rights Society Ltd. 対 Sanjay Dalia およびその他 1 名」事件（2010 年度民事上訴審第 10643-44 号（民事訴訟における 2007 年度第一上訴命令第 359 号に起因する上訴審）および 2013 年度特別上訴許可申請 [民事] 第 8253 号に起因する上訴審）

⁹ 「Manugraph India Limited 対 Simarq Technologies およびその他関係者」事件（2013 年度訴訟第 516 号における 2014 年度申立通知書第 494 号、ボンベイ高等裁判所（判決日：2016 年 6 月 15 日））

¹⁰ 「Ultra Homes 対 Purushottam Kumar Chaubey およびその他関係者」事件（2015 年度第一上訴命令第 494 号、デリー高等裁判所（判決日：2016 年 1 月 20 日））



Inter alia...

- ❖ 写真複写物を履修課程用教材とする行為は「公正な取扱い」であり、著作権侵害行為ではないという見解

❖ 「オックスフォードの大学の総長、修士および学士（俗称：オックスフォード大学）ならびにその他関係者 *対* Rameshwari Photocopy Services およびその他関係者」事件¹¹においては、大学向けの教科書から相当部分を抜粋して写真複写し、履修課程用教材として販売している被告は、当該教科書について出版社が有する著作権を侵害しているとして、5社の出版社が、デリー大学および Rameshwari（デリー大学に併設されている写真複写店）に対し訴訟を提起しました。これに対し被告は、大学向けの教科書を複写して履修課程用教材とする行為は、デリー高裁も支持している、CR法の条項 52（すなわち、公正な取扱いに関する条項）に基づく行為であるという主旨の異議を唱えました。被告の行為は、CR法の条項 52（1）（i）に定められている行為（すなわち、教授／学生が指導の一環として著作物を複製する行為）に該当するとして、デリー高裁は、（i）この条項は、教授個人やその学生個人のみならず、教育機関およびその学生全体に適用されるという見解、（ii）「指導の一環」には、教室での指導のみならず、大学での履修課程全般を通じ指導の一環として行われるさまざまな活動も含まれるという見解、（iii）問題の履修課程用教材は学生に安価で販売されており、該当教科書からの抜粋のみを含んでいるため、原告である出版社の教科書と競合する書籍としてはみなされないという見解、また（iv）文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約または知的所有権の貿易関連の側面に関する協定においては、この種の問題に関する決定を、当該条約／協定の各締約国に委ねているため、前述の見解は当該条約／協定に反しないという見解を示しました。原告である出版社が、この決定を不服として、2016年10月5日に上訴したため、本件については、デリー高等裁判所の小法廷にて係争中です。

訴訟

- ❖ 仲裁手続をもって解決できない、信託証書や1882年インド共和国信託法に基づく紛争

❖ インド最高裁は、「Vimal Kishor Shah およびその他関係者 *対* Jayesh Dinesh Shah」事件¹²における2016年8月17日付の命令をもって、信託証書や1882年インド共和国信託法（以下、「信託法」といいます。）を根拠とする、信託、受託者および受益者と関係のある紛争については、信託証書内に仲裁条項が盛り込まれている場合であっても、仲裁手続により解決することはできないという見解を示しました。この見解は、「Booz Allen および Hamilton Inc *対* SBI Home Finance Ltd」事件¹³にてインド最高裁が示した、仲裁手続により解決できない紛争に新たな種類の紛争が追加される根拠となる見解であるため、重要な見解です。

本件における紛争は、信託証書の当事者ではない受益者の間での／当該受益者との紛争を、1940年インド共和国旧仲裁調停法の定めに基づく仲裁手続をもって解決すると定めている仲裁条項が盛り込まれている家族信託証書に関して生じたものです。本件の受益者は、有効かつ強制可能な仲裁合意が存在しないとして、ボンベイ高裁による裁定人の任命に対する異議を、インド最高裁に対し申し立てました。

有効な仲裁合意の要件について定めている、1996年インド共和国仲裁調停法の条項7を踏まえ、インド最高裁は、本件受益者は該当文書（信託証書）に署名しておらず、当該証書の当事者ではないため、本件受益者との間で何らかの合意が成立しているとみなすことはできないという見解を示しました。またインド最高裁は、信託法の条項を精査した上で、信託法は、信託、受託者および受益者との取引について網羅しており、民事裁判所に対し訴えを提起できる権利をすべての被害者に与えるという方法で、すべての被害者に、妥当かつ十分な救済を求める機会を与えているという見解も示しました。

¹¹ 「オックスフォードの大学の総長、修士および学士（俗称：オックスフォード大学）ならびにその他関係者 *対* Rameshwari Photocopy Services およびその他関係者」事件（2012年度第2439号事件における命令、デリー高等裁判所（判決日：2016年9月16日））

¹² 「Vimal Kishor Shah およびその他関係者 *対* Jayesh Dinesh Shah」事件（2016年度最高裁事件第825号、最高裁オンライン）

¹³ 「Booz Allen & Hamilton Inc. *対* SBI Home Finance Ltd.」事件（2011年度最高裁事件第5号パート532）。この事件において、インド最高裁は、別段の特別な制定法に準じて解決すべき、（i）刑事犯罪に起因するか、刑事犯罪の原因となる権利および法的責任に関する紛争、（ii）子どもの親権を含む、婚姻関係に関する紛争、（iii）後見問題に関する紛争、（iv）債務超過および清算問題に関する紛争、（v）遺言内容に関する紛争、ならびに（iv）立退きまたは借用問題に関する紛争を仲裁手続により解決することはできないという見解を示しました。



❖ インド共和国保険規制開発庁（以下、「IRDAI」といいます。）は、2016年7月25日に、2016年IRDAI（第八改正）規則「在印保険会社の登録」（以下、「IRDAI改正規則」といいます。）を公示しました。旧IRDAI規則の規則11には、在印保険会社に対する対印投資については、(i) 対印投資家（在外ベンチャー・キャピタルである投資家を含みます）が保有している、在印保険会社の払込済株主資本と、(ii) 在印保険会社のインド人発起人等／インド人投資家が保有または支配している割合に占める、対印投資家が自らまたはその子会社を通じて保有または支配している払込済株主資本の割合の総計をもとに計算されると定められていましたが、IRDAI改正規則の公示により、前述の(ii)に記載の定めは、上場在印保険会社のインド人発起人等／インド人投資家が、RBI、SEBI および／またはインド共和国国立住宅銀行の規制下にある場合、当該発起人等／投資家には適用されないこととなりました。

❖ 2016年IRDAI（第八改正）規則「在印保険会社の登録」

❖ IRDAIが2016年8月5日に公表し、その株式を証券取引所に上場しているすべての保険会社と、公募による割当ての手續に適用されることとなっている、2016年IRDAI指針「上場在印保険会社」（以下、「IRDAI指針」といいます。）には、下記のような特筆すべき事項が盛り込まれています。

❖ 2016年IRDAI指針「上場在印保険会社」

- i. いずれかの自然人／法人による、保険会社の払込済株主資本の1%から5%の譲渡／譲渡のための取決めまたは契約は、保険会社の払込済株主資本の1%超の譲渡については、IRDAIの事前承認が必要と定めている、1938年インド共和国保険法の条項6Aの適用免除基準である「適格性」基準が適用されます。取得者が「適格性」基準を満たしているかどうかについては、特に、規制機関が保有している履歴記録や、歳入／規制当局から罪に問われた／調査を受けた実績の有無および信用格付等に関する検討の結果を踏まえて評価されます。
- ii. 取得／取得のための取決めまたは契約のうち、取得後における取得者の持株比率総計¹⁴が、保険会社の払込済株主資本の5%以上となる／なる可能性のあるもの、または取得者が保険会社議決権合計の5%以上を行使できる権利を取得することとなる／なる可能性のあるものについては、IRDAI指針に定められている方法でIRDAIから事前承認を得る必要があります。
- iii. その持株比率総計が、すでに保険会社の払込済株主資本の5%以上に達している／達している可能性のある株主による新たな株式取得については、(a) 取得後における当該株主の持株比率総計が、保険会社の株式／議決権の10%を超えない場合、IRDAIからの事前承認は不要となり、(b) 取得後における当該株主の持株比率総計が、保険会社の払込済株主資本／議決権の10%を超える場合、IRDAIからの事前承認が必要となります。
- iv. 発起人等／発起人グループは、いかなる時点でも、最低限、保険会社の払込済株主資本の50%を保持している必要がありますが、現在の持株比率が50%を下回っている場合には、その比率が最低持株比率としてみなされます。

❖ IRDAIは、2016年8月11日に、在印保険会社の上場に関する討議資料を公表し、特に、(i) 独立健康保険会社や再保険会社を含む損害保険会社は、いずれも、営業年数が8年に達した時点で、必ず、その株式の上場に向けた手續を実施すべきこと、(ii) 生命保険会社は、いずれも、営業年数が10年に達した時点で、必ず、その株式を上場すべきこと、(iii) その営業年数が、前述の(i)および(ii)に定められている年数を超えている保険会社は、いずれも、指針案の公表日から3年以内に、その株式の上場に向けた手續を開始すべきこと、また(iv) 前述の基準を満たしている在印保険会社は、(a) 指針案の公表日から3か月以内に、その株式の上場について取締役会で協議し、(b) 取締役会にて正式に承認した、株式新規公開（以下、「IPO」といいます。）に向けたロードマップを、当該承認の日から45日以内にIRDAIに提出して、(c) IRDAIから承認された期間内に当該ロードマップに従いIPOのための手續を開始する必要があることについて定めました。

❖ IRDAIが、在印保険会社の上場に関する討議資料を公表

¹⁴ IRDAI指針に定められている「持株比率総計」とは、取得後における、本人ならびにその親類、関連会社および本人と協調して活動する者の持株比率の総計をいいます。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

◆
VC Circle, 2016 において
Law Firm of the Year を受賞

◆
Legal Era Awards, 2016 において

Best National Corporate Law Firm | Best Overall National Law Firm of the Year を受賞

◆
Deal Makers – Global Awards, 2016 において

M&A Law Firm of the Year、
Private Equity Law Firm of the Year | Overall Law Firm of the Year を受賞

◆
Corporate INTL, 2016 において

M&A Law Firm of the Year | Arbitration Law Firm of the Year、
Commercial Dispute Resolution Law Firm of the Year、
Competition Law Firm of the Year を受賞

◆
Bloomberg's Global M&A, Legal rankings Q3, 2016 の

M&A Announced League Table by Deal Count で
1位を受賞

◆
Thomson Reuters' Emerging Markets M&A Legal rankings First Nine Months, 2016 の

Indian M&A Announced League Table by Deal Completed で
1位を受賞

India involved Mid-Market M&A Rankings by Deal Count (up to US\$ 500m)で
1位を受賞

India involved Small Cap M&A Rankings by Deal Count (up to US\$ 50m)で
1位を受賞

◆
Mergermarket's Global and Regional M&A League Tables of Legal Advisors, Q1 - Q3 2016 の

India in the Q3 M&A Rankings by Deal Count で
1位を受賞

◆
Venture Intelligence, January to April 2016 の
M&A Announced League Table by Deal Count で
1位を受賞

◆
India Business Law Journal, 2015 の

Banking & Finance, Capital Markets, Competition & Antitrust, Mergers & Acquisitions, Private
Equity & Venture Capital, Restructuring & Insolvency and Structured Finance & Securitization
カテゴリーにおいて

Law Firm of the Year | Best Overall Law Firm、
Firm of the Year を受賞

◆
Thomson Reuters' Emerging Markets – M&A Review, 2015 の

Deal Count and Deal Value for the Indian M&A Announced Deals League Table で
1位を受賞

◆
Mergermarket's Global & Regional M&A League Tables of Legal Advisors, 2015 の

Deal Count and Deal Value for India League Tables で
1位を受賞

◆
Bloomberg's Global M&A Mid-Market M&A Ranking, 2015 の

APAC ex Japan Mid-Market by Deal Count (up to US\$ 500m)で
1位を受賞

APAC ex Japan Mid-Market by Deal Count (up to US\$ 250m)で
1位を受賞

免責事項：このニュースレターは、特定の方へのみ配付するものですので、再配付はお控えください。このニュースレターを複製、頒布、複写、公開、修正、配布、および/または公表することは固く禁じられています。このニュースレターは、広告または勧誘を目的に発行するものではありません。このニュースレターの内容は、情報提供のみを目的とするものであり、専門家の助言に代わるものではありません。このニュースレターの内容を信頼したり、このニュースレターに含まれている情報を元に何らかの決定を下したりする前には、必ず専門家へ相談して、各事件に固有の状況を踏まえて提示される法的な助言を得てください。AZB & Partners は、皆様がこのニュースレターに含まれている情報を元に活動したこと、または活動を控えたことにより生じた結果について、いかなる責任も負いません。

また、このニュースレターに心当たりのない場合には、お電話 (+91 22 6639 6880) にてお知らせください。

Copyright© AZB & Partners. All rights reserved. AZB & Partners から書面による事前承認を得ることなくこのニュースレターの内容をキャッシング、委託、または他の方法で、複製および再配布することは明示的に禁止されています。なおこのニュースレターに関するご質問は、電子メールにて <editor.interalia@azbpartners.com> までお寄せください。